



税理士が教える経営に役立つ税制情報

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会姫路支部  
広報委員 世良真一

## 親の税負担を軽減する 「特定親族特別控除」が創設

大学生年代（19歳以上23歳未満）の子を持つ親は、子がアルバイト等によって「年収103万円」を超えると、自身の所得から扶養控除（特定扶養控除）を受けられませんでした。令和7年度税制改正で親の税負担軽減のための新制度「特定親族特別控除」が創設されました。※本稿での「年収」とは年間給与収入のことをいいます

### 子の年収188万円以下までは扶養控除を受けられる仕組み

これまで大学生年代の子を持つ親等は、子のアルバイト等による年収が103万円以下であれば、自身の所得から63万円の扶養控除（特定扶養控除）を受けられました。一方、子は親等の税負担が増えないよう年収103万円以下に抑えるために働く時間を調整するので、学生アルバイトを雇用する事業者は人材確保に苦慮していました。

そのような状況を税制面から改善するため、令和7年度税制改正で特定扶養控除の子の年収要件が引き上げられるとともに、「特定親族特別控除」が創設されました。子が収入を増やしても親等の税負担が軽減される仕組みとなっています。

### 改正後の特定扶養控除の年収要件について

親等が受ける特定扶養控除（控除額63万円）について、子の年収要件が103万円以下から123万円以下（合計所得金額58万円以下）に引き上げられました。

#### 特定親族特別控除額

| 特定親族の合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額） | 特定親族特別控除額 |
|------------------------------|-----------|
| 58万円超85万円以下（123万円超150万円以下）   | 63万円      |
| 85万円超90万円以下（150万円超155万円以下）   | 61万円      |
| 90万円超95万円以下（155万円超160万円以下）   | 51万円      |
| 95万円超100万円以下（160万円超165万円以下）  | 41万円      |
| 100万円超105万円以下（165万円超170万円以下） | 31万円      |
| 105万円超110万円以下（170万円超175万円以下） | 21万円      |
| 110万円超115万円以下（175万円超180万円以下） | 11万円      |
| 115万円超120万円以下（180万円超185万円以下） | 6万円       |
| 120万円超123万円以下（185万円超188万円以下） | 3万円       |

参考文献：「事務所通信2025年7月号」（TKC出版）

